

**東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等から
相模原市の国民健康保険に加入された方へ
国民健康保険税の免除期間を延長します**

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（※１）から相模原市に転入し国民健康保険に加入された方の国民健康保険税の免除期間を次のとおり延長します。

○ 帰還困難区域及び上位所得層（※３）を除く旧避難指示区域等（※４）から転入された国民健康保険の被保険者の令和６年度相当分の保険税で、令和７年３月３１日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来するものの金額の全額又は半額

※１ 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の４つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

※２ 「上位所得層」とは、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得額を合算した額が、６００万円を超える世帯をいう。

※３ 「旧避難指示区域等」とは、平成２５年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成２６年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）、令和５年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）の区域等をいう。

1 申請手続き

必要書類： 被災証明書・被災証明書、異動届など、上記の地域等が確認できるもの
※ 書類の入手が困難な場合は、ご相談ください。

申請窓口： 市役所国保年金課、区役所区民課（中央区役所を除く）、城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンター

※令和７年３月３１日以前に手続きをしている方は、改めて手続きする必要はありません。

問い合わせ：国保年金課 国民健康保険班

電話：相模原市国民健康保険コールセンター０４２－７０７－８１１１

（令和７年４月１日更新）